

令和2年第12回なめがた狂歌 ～ 作品募集 ～

あなたの心のつぶやき、狂歌にしてみませんか

日常の出来事や自由な心のかぶやきなどを、五七五七七のリズムにのせて狂歌を作ってみませんか？募集要項および応募用紙は、生涯学習課（北浦庁舎）と各公民館においてあります。また、行方市のホームページからもダウンロードできます。皆さまのご応募をお待ちしています。

▶応募条件

- ①応募作品は、本人が創作した未発表のものに限ります。
- ②作品等の文字は、楷書ではっきりと書いてください。
- ③漢字には「よみがな」をつけてください。
- ④応募作品は、返却いたしません。
- ⑤入選作品の発表や使用に関する権利は、行方市に帰属するものとします。
- ⑥応募は募集回において、一人2首までとします。（本年は年2回募集予定）
- ⑦応募資格は、小学生以上の方ならどなたでも応募できます。

▶応募料 無料

▶応募方法 封書またはFAX、Eメールで下記までお送りください。

- ▶応募期間 第1回 7月1日（水）～7月20日（月）
第2回 9月1日（火）～9月20日（日）

▶応募先 〒311-1792 行方市山田 2564-10

行方市教育委員会 生涯学習課「なめがた狂歌」係

☎0291-35-2111 FAX0291-35-1785

Eメール name-shogaku@city.namegata.lg.jp



情報ひろば



行方市の人口

総数	34,081人（－45）
男	17,016人（－22）
女	17,065人（－23）
世帯数	12,999世帯（－8）
令和2年6月1日現在	
※外国人住民を含む	
（ ）は前月との比較	

行方市民憲章

やさしい自然
かがやく人
わたしたちがつくる
魅力あるまち、行方市



市の花 ヤマユリ 市の木 イチョウ 市の鳥 シラサギ
(山百合) (銀杏) (白鷺)

行方市のうた

(1番)
われを育む 里山は
大地の恵に 満ちあふる
朝日 湖に輝き
夕日 山の端そめる
ああ ふるさと わが希望

(2番)
祭りばやしに 心おどり
風土記の里に 童の声はずむ
谷津田 風にそよぎ 稲穂
黄金に輝く ああ ふるさと
ああ わが 安らぎ

(3番)
古のなごり 受けつぎし
大空 はばたく 子どもの
夢を 育む 学舎は 拡く心の
礎ぞ ああ ふるさと
ああ わが未来 あー



<https://www.youtube.com/watch?v=IVAUma8WqIM>

市役所 開庁時間

平日（月曜～金曜）
午前8時30分
～午後5時15分
※休日窓口業務については、
お問い合わせください。

国勢調査 2020



令和2年10月1日現在で
国勢調査を実施します



借金 の 整理	離婚	相続
破産	過払金	金銭問題
各種民事・家事事件	不動産	建築

神栖・鹿島セントラル法律事務所
 問合せ 0299-91-1171 秘密厳守・夜間対応可
 弁護士 瀧 智英（茨城県弁護士会所属）鹿島セントラルビル新館5階
 弁護士 谷本 雅晃（茨城県弁護士会所属）茨城県神栖市大野原4-7-11

行方市公式ツイッター つぶやき中！



市政情報、イベント情報や緊急情報など、
行方市の情報を幅広くつぶやきます。
【問】政策推進室 ☎0299-72-0811

令和2年度労働保険 年度更新の申告・納付のお知らせ

- 令和2年度の労働保険年度更新の申告・納付期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、6月1日（月）から8月31日（月）までに延長になりました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、申告の際は、電子申請または郵送の積極的な活用をお願いします。
- 令和2年4月1日から、全ての雇用保険被保険者について雇用保険の納付が必要となります（高年齢労働者に係る保険料免除がなくなります）。
- 労災保険率および雇用保険率は、令和元年度と同率となります。
- 資本金等1億円を超える特定の法人事業所においては、電子申請での提出が義務化されます。
- 労働保険料の納付については、口座振替制度をご利用ください。申請手続きを一度行えば、翌年度以降も継続して口座振替により納付ができ、納付期限も延長されます。 ↗

▶納付日

納期	第1期	第2期	第3期
□ 座振替 利用無し	8月31日	11月2日	2月1日
□ 座振替 納付日	9月7日（※）	11月16日	2月15日

※第1期口座振替納付日は、今後変更になる見込みのため、茨城労働局および厚生労働省ホームページにて最新の情報をご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方には、申請により、労働保険料等の納付を1年間猶予することができます。

▶問い合わせ

茨城労働局 総務部 労働保険徴収室
☎029-224-6213



空き家・空き地の有効活用を！ 行方市空き家バンク制度

市では、市内の「空き家・空き地」の有効活用を通して、地域の活性化と定住促進を図るため、「空き家バンク」を開設しています。

「空き家バンク」とは、空き家の所有者から空き家に関する登録の申し込みを受け付け、登録を行った空き家情報の一部を市のホームページ等で公開するとともに、利用者希望者の方々に対して情報提供を行う制度です。市と協定を結んだ宅建業者による契約の仲介も行っております（仲介・契約には所定の費用がかかります）。

また、「空き家バンク制度」を通して契約が成立した双方の方に、成約奨励金として「5万円（上限）」を交付します。市内に空き家を所有し、貸したい、売りたいなどの希望がございましたら、一度ご相談ください。

▶空き家バンク制度の仕組み

<https://www.city.namegata.ibaraki.jp/page/007870.html>

▶問い合わせ

行方市定住支援センター（麻生庁舎内） ☎0299-72-0811

